

2022/8/24 第1回共同利用推進セミナー（質疑応答）

NO.	回答者	質問	回答
1	児童育成協会	<p>資料P.13の共同利用契約書に記載する内容の②保育の実施場所について、 弊社は全国的に従業員を抱えている企業であり、また対する保育園も全国的である場合はすべての記載が必要となりますか？</p>	<p>前提確認：全国に保育施設がある場合は、全所在地を記載しないといけないのかというご質問でよろしいでしょうか？ ■こちらは、内容の例であり、ルールで決まっているというものではありません。あくまで設置企業との間で取り決めていただくことでよろしいかと思ます。</p>